

9月定例会以降の本会議、委員会等におけるパソコン等の取扱いについて

現行の申し合わせでは、本会議へのパソコン等の持ち込みは禁止とされているが、委員会等において本年4月から本格的にペーパーレスの取り組みがスタートしたことを踏まえ、6月定例会中、本会議での取扱いを暫定的に緩和している。

9月定例会以降の取扱いに係る見直し案について、各会派等で検討していただいた結果は次のとおり。

【各会派での検討結果】

案1…自由民主党

案2…民主とっとり、市谷議員、山川議員、西村議員

案3…公明党、福浜議員、松田議員、前住議員、玉木議員

【参考】※R6.6.19 議運にて協議した見直し案

	本会議			委員会等	備考
	持込区分	使用目的	配布資料		
案1	限定持込み (発言通告者)	当該発言の ための使用	書面による配布	現行の運用	6月定例会で暫定的に実施中
案2	任意持込み	議事に関する 使用	書面による配布	現行の運用	
案3	原則持込み	議事に関する 使用	原則、書面による 配布はしない	現行の運用	本会議も委員会等と同様とする。

※県が整備したパソコンに限る。

※携帯電話及びスマートフォンの持込みは、これまでどおり禁止する。

※執行部については議員の取扱いに準ずるものとする。